

H25 年度市町村ヒアリング・意見交換内容(25.8.26)

泉州ブロック

(対象市町村 8 市 4 町; 貝塚市、岸和田市、和泉市、泉大津市、高石市、忠岡町、泉佐野市、泉南市、阪南市、熊取町、田尻町、岬町) * 下線は、就労に関する部会が設置されていない市町村

■ 障がい者の就労支援の現状・課題について【設問 1】

1. 就労移行・継続支援 A 型・就業・生活支援センター事業について

〔現状等〕

- 就労移行支援事業所や障害者就業・生活支援センターには就労支援部会に参画いただき連携をとっている。(泉佐野市、熊取町、田尻町)
- 障害者就業・生活支援センターについては、他市の就労移行支援施設利用者や地域活動支援施設利用者について、施設と連携して就労開始しているケースが昨年度から増えている。(阪南市)
- 隣市に就労継続支援 A 型事業所が開設し、利用者が増加している。ただし、今後は新卒者の求人のみを行うと聞いている。(阪南市)
- 旧法で知的障がい者授産施設を運営していた施設に対し、利用者確保をする一環として就労移行支援事業と就労継続支援 B 型事業を行ってもらうように依頼し、現在の多機能型となる。就労移行支援事業所へは一部の授産施設からの利用者と新たな精神障がい者の受け入れがなされ、成果も順調に上がっている。しかし、他の市町村からも利用依頼がかなり来ており、常に定員一杯の状況でニーズに応えきれていないのが現状である。(岬町)

〔課題〕

- 就労移行支援事業所が少ない。(貝塚市)
- 就労移行支援事業所 1 カ所、就労継続支援 A 型事業所 2 カ所と市内の資源は十分とはいえない。就労継続支援 A 型事業所を離れるケースが続いている。作業能力よりも、社会性に課題があるケースが多いように見受けられる。ケース会議への参加など、就労移行支援事業所や障害者就業・生活支援センターは個別対応を真摯にしてくださっているが、利用者の精神面での支援が困難であると思われる。(岸和田市)
- 就労継続支援 B 型事業所の利用者に対するアセスメントを就労移行支援事業所や障害者就業・生活支援センターが担うとされているが、通知が出ただけで、実際に地域でどう具体化していくのかという点について、全て市町村まかせになっている。更新者も含むと、アセスメン

トが必要な方は相当数に上る。何の予算措置もない中で実現は困難である。また、予算措置が無理ならば府が障害者就業・生活支援センターに対して委託業務の一環と明示していただきたい。(和泉市)

○就労移行支援事業所は2か所あるが、1か所は施設外の就労移行支援はほとんど行っていない状況である。1か所は本年4月に開設したばかりで職場開拓等はまだ行えていない。(阪南市)

○職場定着や再就職支援は障害者就業・生活支援センターが行っているが、発達障がいによる離職者からの相談ケースが増えて就労支援以前のところからのスタートとなり、なかなか就労に結びつくまでにも時間がかかる。(貝塚市)

■ 障がい者の就労支援の現状・課題について【設問 1】

2. 職場体験・実習先企業の拡充について

〔現状等〕

○現状として、職場体験等についてのニーズを把握していないため、拡充等に関与していない。(和泉市)

○職場体験・実習先企業の拡充については、行政にノウハウが無いため、障害者就業・生活支援センターや就労移行支援事業所等で行われているのみである。(阪南市)

○職場体験等の拡充については、行政側にノウハウが無い為、障害者就業・生活支援センターや各施設におまかせしているのが現状であるが、町内事業所については、体験先での状況等を適宜聞き取り、方向性を協議することとしている。(岬町)

〔課題〕

○現在、職場体験などの調整等については、主に障害者就業・生活支援センターが行っている。実習先企業の拡充を図るためには、障がい福祉主管課と労働を担当する課との連携が必要ではあるが、なかなかうまくいっていない。(貝塚市)

○市障がい福祉担当課での実習受け入れを実施しているが、作業の選定、職員の支援体制、障がい者理解など、課題があり、受け入れ先が広がらない。(岸和田市)

○一般企業等での取組みを進めるためには、障がい者雇用に積極的に取り組む企業と障がい福祉部局との日常的なつながりがないため、関係性を持つ取組みが必要である。(泉佐野市、熊取町、田尻町)

■ 障がい者の就労支援の現状・課題について【設問 1】

3. 一般就労・雇用の場の拡充について(企業支援)

〔現状等〕

- ハローワークや商工会議所等への十分な働きかけはできておらず、企業支援に至っていない。
25年度は、就労支援や行政の福祉化などに関する担当をおいたので、今後、推進していく予定である。(岸和田市)
- 現状として、一般就労等についてのニーズを把握していないため、拡充等に関与していない。
(和泉市)
- 障がい者の法定雇用率が引き上げられたが、知的障がい、精神障がいの方の雇用が少ないと感じる。(高石市)
- 雇用の場の拡充として、就労継続支援 A 型事業所の立ち上げ予定の事業者に対し、町で協力出来る点を検討し進めているところである。(岬町)

〔課題〕

- 雇用前から職場定着支援まで、一貫した企業支援を行い、雇用実績やノウハウの乏しい企業の不安解消に努める必要がある。(泉大津市、忠岡町)
- 就労移行支援事業所など就労支援機関等が、企業の理念や目的などについて一定の理解を深める必要がある。(泉大津市、忠岡町)
- 雇用前から職場定着支援まで、一貫した企業支援（障がいへの理解や利用できる社会資源の紹介等を含む）を行い、雇用実績やノウハウの乏しい企業の不安解消に努める必要があるが、そのための関係機関相互の連携とそれを担うマンパワーの確保が課題である。(泉佐野市、熊取町、田尻町)
- 行政の福祉主管課と障がい者雇用に取り組む企業との連携をより日常的なものとする取り組みが必要である。(泉佐野市、熊取町、田尻町)

■ 障がい者の就労支援の現状・課題について〔設問 1〕

4. 関係機関の連携、ネットワークの充実・強化について(福祉、教育、医療、雇用の連携)

〔現状等〕

- 自立支援協議会（定例会、全体会）では各分野からの参加はあるが、部会での連携はまだできていない。必要に応じ、個別ケース対応での関わりをお願いしている状態である。(岸和田市)
- 就労系部会が設置できていないため、障害者就業・生活支援センターとの関係性が希薄になっている。計画相談(サービス等利用計画の策定)が軌道にのってくれば、個別支援会議等、現場レベルでの協力体制は構築可能と思われる。(和泉市)
- 相談支援事業所どうしのネットワークについては相談支援事業所連絡会を25年度から立ち上げることとなったが、この連絡会と就労支援部会に参画する就労移行支援事業所や障

害者就業・生活支援センターとの連携を、基幹相談支援センターがコーディネートしていく体制が必要と考えている。(泉佐野市、熊取町、田尻町)

- 関係機関の連携については自立支援協議会の活動、有用性について福祉施設への周知が必要と考え、今年度は就労・生活支援部会から各施設へ事例を通して働きかける、企業の障がい者就労を支援している担当者の話を聞く場（公開講座）を設ける等の活動を実施する予定である。(阪南市、岬町)
- 教育については支援学校の進路担当教諭が自立支援協議会に参加され、卒業後も継続して連携、支援できている。支援学校以外の高校や専門学校から、卒業前に突然、療育手帳や就労の相談があった事例から、支援学校以外の高校等との連携の必要性も感じている。(阪南市)
- 雇用分野については、市の労働部局の就労支援コーディネーターが自立支援協議会に参加されており、個別支援での連携はできている。(阪南市)
- 教育については支援学校の進路担当教諭が自立支援協議会に参加され、卒業後も継続して連携、支援できている。(岬町)

〔課題〕

- 障がい福祉主管課と労働を担当する課と連携が取れていない。(貝塚市)
- 現状は、相談支援事業所が就労移行支援事業所や障害者就業・生活支援センターとの連携を図りながら支援しているが、人材が不足している。(泉南市)

■障がい者の就労支援の現状・課題について【設問 1】

5.職場定着、再就職支援の充実・強化について

〔現状等〕

- 障がい福祉担当課としての対応は未実施である。障害者就業・生活支援センターに必要な支援を依頼している状況である。(岸和田市)
- 職場定着や再就職支援の役割を担う障害者就業・生活支援センターとの関係性をより密にする必要がある。(泉佐野市、熊取町、田尻町)
- 職場定着については就労支援施設の担当者が企業に足を運んで、支援を続ける必要がある。支援するケースが増えるとそれも困難となる。また、企業側の担当者が異動すると、本人、支援者ともに最初から企業側との関係性を構築しなければならず、企業側に担当者を設置する必要がある。(阪南市)
- 再就職支援については、就労移行支援事業と就労継続支援 B 型事業を多機能で展開している事業所で、例えば就労移行支援事業所から就職、就職から離職、就労継続支援 B

型事業所、就労継続支援 B 型事業所から就労移行といった流れが確立されている。(岬町)

〔課題〕

- 支援ケースが増加する中、障がい者が働き続けることができるよう、職場定着や再就職支援の役割を担う障害者就業・生活支援センターが地域の就労関係機関(就労移行支援事業所等)の連携の中心となるような関係性を確立する必要がある。(泉大津市、忠岡町)
- 支援ケースが増加する中、障害者就業・生活支援センターや相談支援事業所、就労移行支援事業所などが、職場定着や再就職支援をしているが、人材が不足している。(泉南市)

■ 障がい者の就労支援の現状・課題について【設問 1】

6.社会参加・就労意欲・能力の向上支援について

〔現状等〕

- 広報、ホームページ、手帳取得時の窓口での案内のほか、岸和田市障害者（児）給付金の案内送付時、障がい福祉サービス及び委託相談支援事業所の案内ちらしを同封し、情報提供をしている。(対象：身体障がい者手帳 1～4 級、知的障がい A、B 1 の方)相談があれば、状況に応じたサービスの利用を提案すること、社会参加への働きかけを進めるなど、個別ケースの対応が主となっている。(岸和田市)
- 一般就労へのモチベーションを上げるためには、実際に就労している当事者の方の話を聞く機会や、支援を受けて就労したケースを伝えることが有効である。(阪南市)
- 社会参加の一環として職業に関わる体験を行っている。(大阪ガスへの社会見学、日清食品のラーメン博物館における職業体験等)(岬町)

〔課題〕

- 障がい者本人や家族(保護者)が安心して就労にチャレンジできる仕組みを構築する必要がある。(泉大津市、忠岡町、泉佐野市、熊取町、田尻町、高石市)

■ 障がい者の就労支援の現状・課題について【設問 1】

7.その他課題について(多様な就労形態・新たな障がい種別への対応)

〔現状等〕

- 相談支援事業所からは、高次脳機能障がい、発達障がいの方の支援の難しさをうかがっている。(岸和田市)

〔課題〕

- 発達障がいや難病など新たな(その他の)障がい種別に対する支援能力の向上が必要である。(泉佐野市、熊取町、田尻町、泉南市)
- 就労者への福祉的支援が必要である。(フルタイム就労でない人の福祉施設利用。土日の活動の場。)(阪南市)
- 発達障がいの方や高次脳機能障がいの方への支援が必要である。(阪南市)
- 就職をした人達の平日における空き時間や休暇時の居場所づくり。(委託相談支援事業所が中心となって居場所づくりに取り組んでいる。)(岬町)
- 支援学校に急増している発達障がいに係る支援が必要である。(岬町)

■ 障がい者の就労支援の現状・課題について【設問 1】

8.福祉的就労の促進(継続支援 B 型事業)について

8-1.啓発活動の状況(方法・媒体)

〔現状等〕

- 福祉センターで障がい福祉サービス事業所の製品を販売している。(貝塚市)
- 行政として一般向け P R は未実施(市役所内向けは利用促進の啓発を継続)であるため、今後、P R を検討する必要がある。(岸和田市)
- 25 年度は、障がい福祉サービス事業所に製品の紹介依頼をおこない、製品画像を掲載したカタログ冊子を製作する方向で就労支援部会において協議している。(泉佐野市、熊取町、田尻町)
- それぞれの福祉施設に任せている状態である。(阪南市)
- 今後、全ての福祉施設の製品等を販売できる場の設置の検討が必要である。(農協の直売所等の活用)(阪南市)

〔課題〕

本圏域から新たな抽出課題はなし。

■ 障がい者の就労支援の現状・課題について【設問 1】

8.福祉的就労の促進(継続支援 B 型事業)について

8-2.共同受発注の状況

〔現状等〕

- 事業所に任せている。事業所からのニーズもない状態であり、行政として、発注促進のための共同受注のコーディネートの一歩の必要性を検討している。(岸和田市)

- どのような作業ができるかを把握するため、25 年度中に管内各事業所に調査予定。(泉佐野市、熊取町、田尻町)
- それぞれの福祉施設に任せている状態である。(阪南市)

〔課題〕

- 各事業所の授産規模等を把握しておらず、庁内発注等の促進ができていない。(貝塚市)
- 地域でどのような作業ができるか又は製品を供給できるか等を把握する必要がある。(泉大津市、忠岡町)
- 受発注を取り持つコーディネーター的な機関が必要である。(泉大津市、忠岡町)

■ 障がい者の就労支援の現状・課題について〔設問 1〕

8.福祉的就労の促進(継続支援 B 型事業)について

8-3.経営改善・製品開発の状況

〔現状等〕

- この事業所の製品だからこそ買いたいという付加価値のある製品の開発が必要である。(泉佐野市、熊取町、田尻町)
- 市内には就労継続支援 B 型事業所が多く、製品も似通っている。また、ほとんどが市内の 1 施設利用者の親の会から派生した施設であるため、利潤を追求する経営という発想になりにくい。新たに、就労移行支援事業所ができたことで、施設間交流することでの変化を期待する。(阪南市)
- 他の事業所との差別化を行う為、町内就労継続支援 B 型事業所で独自性があり、作れるものを提案協議している。(岬町)

〔課題〕

- 就労継続支援 B 型事業所の母体の性質により、経営に長けているところとそうでないところの差が顕著である。納期を守るため、指導員が時間外にも作業をしている例もあるが、改善策を検討、実施する余裕がないようである。事業者連絡会等での交流の場をもつことがひとつの解決になると考えられる。(岸和田市)
- 工賃について事業所間格差が大きい。経営や製品開発についてコンサルを利用できるような仕組みが必要である。(和泉市)
- 就労継続支援 B 型事業所は、基本的に営業や販路の開拓に不慣れであるとともに、マーケティング等も行っておらず、受注に結び付く製品開発にまで手が回らない。(泉大津市、忠岡町)

- 魅力的な製品（行政機関の啓発グッズやイベントの参加賞などに向けた製品など）の開発が必要である。(泉大津市、忠岡町)

■ 障がい者の就労支援の現状・課題について【設問 1】

8. 福祉的就労の促進(継続支援 B 型事業)について

8-4. その他

〔現状等〕

- 障がい者優先調達推進法関係で、各自治体で障がい部局が他部局に理解や協力を求めていくのは多大な労力が必要である。府が市町村の関係部局を一斉に集めた説明会を行っていただくなど、関係部局の協力を取り付けるのに助力いただきたい。(和泉市)

〔課題〕

- 障がい者優先調達推進法を契機とした庁内発注の促進と公契約における雇用・就労の促進が必要である。(岸和田市、泉大津市、忠岡町、泉佐野市、熊取町、田尻町)
- 福祉施設等の受注可能物品等と庁内発注予定物品等とのマッチングが必要である。(岸和田市)

■ 単独施策(取組み)の現状【設問 2】

○泉大津市

事業名	予算額(千円)	事業内容
公園清掃及び除草業務委託事業 公園便所清掃業務委託事業 砂場殺菌業務委託事業	3,144	公園清掃及び除草業務、公園便所清掃業務並びに公園・保育所・幼稚園砂場殺菌洗浄業務を、市内障がい者就労施設等にて構成する「泉大津市作業所連絡会」に対して委託している。
授産製品展示 P R 事業	0	庁内スペースを活用し、市内障がい者施設の授産製品を展示し、その P R と販売促進に努めている。

■ 意見交換テーマ【設問 3】

- 障がい者優先調達推進法の取り組み状況；本市での対応が遅れており、障がい者就労施設等からの物品等の調達、公契約における雇用・就労の促進等の取組みについて情報交換したい。(岸和田市)

- 障がい者優先調達推進法に基づく取組みについて；公契約における雇用・就労の促進など、具体的な取組みについて情報交換したい。(泉大津市、忠岡町)
- 就労継続支援 B 型事業利用者のアセスメント体制について；市内に就労継続支援 B 型事業単独の事業所があるため、対象者が相当数に上る。体制整備について情報交換したい。(和泉市)
- 就労移行支援事業所など地域のアセスメント力の把握について；就労系福祉サービスの利用に係るアセスメントの取扱い、就労継続支援 B 型事業利用の経過措置について、意見交換したい。(泉大津市、忠岡町)
- 就労支援部会の運営について；就労支援部会での検討内容について、参考にさせていただきたい。(泉南市)

H25 年度市町村ヒアリング・意見交換会内容(25.8.27)

北・中河内ブロック

(対象市町村 10 市;守口市、門真市、大東市、四條畷市、東大阪市、八尾市、柏原市、松原市、藤井寺市、羽曳野市) * 下線は、就労に関する部会が設置されていない市町村

■ 障がい者の就労支援の現状・課題について【設問 1】

1. 就労移行・継続支援 A 型・就業・生活支援センター事業について

〔現状等〕

- 北河内西障害者就業・生活支援センターでは、他機関と連携を取りながら、障がい者の職場定着に力を入れる一方、自立支援協議会の就労支援部会の運営、エルフェスタの開催、市役所での庁舎実習の取り組み等積極的に動いている。(守口市)
- 門真市障がい者地域支援協議会の下部組織の就労支援部会を運営している北河内西障害者就業・生活支援センター わーくぶらすにエルフェスタ事業(障がいのある方の就労支援ネットワークの構築を図る取り組み)を委託し実施させているが、昨年まではわーくぶらす府の補助金(平成 24 年度末でなくなった)を活用してエルフェスタを開催してきており、補助金を復活させてほしい。(門真市)
- 支援学校での説明会に就労移行支援事業所が参加することによって、保護者への周知を図る。どうしても他市の就労移行支援事業所を選択することが多いので、事業所の底上げも必要となる。(東大阪市)

〔課題〕

- 守口市において、就労移行支援事業所、就労継続支援 A 型事業所は、1ヶ所しかなく、十分に機能しているとは思えない。支援学校を卒業した方は、経過措置のなかで、就労が困難な方は、就労継続支援 B 型事業所に通所しているケースが多く、本人の就労への可能性を見極めれているかどうか、課題が残る。(守口市)
- 障害者就業・生活支援センターは圏域(大東市、四條畷市、交野市)に1ヶ所となっており、要支援者数に対して十分でない。(大東市)
- 就労相談や進路相談したい時に、当市には就労移行支援事業所や障害者就業・生活支援センターがないため、気軽に利用できず、隣接する市にある事業所を紹介しても実際に行動しにくい。(四條畷市)
- 障害者就業・生活支援センターでの相談件数の増加で、なかなか定着支援ができにくい状況にある。もう少し他施設での準備が必要な方も相談に来られるため、その整理もしなければならない。(東大阪市)

- 就労移行支援事業から就労継続支援事業等への事業転換がみられる。一般就労へのハードルが高く、利用者の就労移行事業の標準利用期間(2年)が過ぎていく中で、現利用者に合わせた事業への転換とみられる。新規利用者のための就労移行支援事業所が減少している。(八尾市)
- 障害者就業・生活支援センターが担うべき役割が多く、マンパワーが不足している。一般就労に向けた実習、雇用の場の拡充、関係機関との連携、職場定着支援、多様な障がい種別への対応等々、ひとつひとつに高度な知識・技術が必要であり、マンパワーを集める仕組み・財源が必要。(八尾市)
- 事業所不足による、近隣市町村との情報や社会資源の共有化の必要性。(柏原市)
- 就労移行支援事業の報酬体系の見直しを国に働きかける必要があると思われる。(平成25年度より、市内の就労移行支援事業所が減少している。)(松原市)
- 賃金が安い。安定した仕事量の確保が当面の課題である。(羽曳野市)
- 就労移行支援事業所は現在1か所のみで、移行希望者は他市の事業所も利用している。(羽曳野市)

■ 障がい者の就労支援の現状・課題について【設問1】

2. 職場体験・実習先企業の拡充について

〔現状等〕

- 北河内西障害者就業・生活支援センターを中心に守口市では、庁舎実習を平成21年から実施している。現在は、前期・後期で各5名を受け入れ、その後、アルバイト採用であるが、5名を各部署に配置している。また、人事課において、就労支援コーディネーターを採用し、障がい者の方の見守り、相談支援をおこなっている。(守口市)
- 地元企業人権協会や商工会との連携を強化している。(四條畷市)

〔課題〕

- 障がい者の就労促進及び理解啓発を目的に庁舎実習を行っているが、庁内での受入れ課が限定されており、全庁的な理解、協力につながらない。(門真市)
- 庁舎内実習を行っているが、庁内の協力が広がりにくい。対象者の選定方法や実習体系(現在、無報酬)等の検討が必要である。(四條畷市)
- 庁舎内実習のみではなく、地元企業でも実習ができるよう、受け入れ企業の理解を得る必要がある。(四條畷市)
- 庁舎実習の取り組みを2年間行ってきたが、他課・他部への拡大を進めていくこと。個人情報取扱いがネックとなり、実習生に依頼できる業務が限られていること、また受け入れるための場所の問題などで行き詰っている。(東大阪市)

- 障がい者雇用企業と行政との連携の必要性。(柏原市)
- 職場体験、短期間の実習受け入れ先企業の拡充が必要である。(羽曳野市)

■ 障がい者の就労支援の現状・課題について【設問 1】

3. 一般就労・雇用の場の拡充について(企業支援)

〔現状等〕

- 障害者就業・生活支援センター、ハローワーク、市、各就労移行支援事業所、相談支援事業者が連携を取り、雇用の場の拡充に努めていきたい。(守口市)
- 企業との連携：今年度からの法定雇用率の引き上げに伴い、企業の障がい者雇用への関心が高ことから、マッチングをはじめとした就労拡大の課題について取り組んでいく。(東大阪市)
- 「障がい者雇用フォーラム」などを通じて、市民や企業等の理解を深めるための啓発活動を行っている。(羽曳野市)

〔課題〕

- 企業の障がい者雇用が一部を除いてまだまだ進んでいない。原因として、企業の障がい者に対する認識不足や、障がい者雇用に関する不安及び国・府の障がい者雇用に関する制度の情報不足があげられる。(大東市)
- 障がい者雇用のノウハウが乏しい事業所への企業支援が必要である。(柏原市)
- 障がい者雇用の取組が遅れている企業等では、障がい者雇用の経験が乏しいために、障がい者に合った職域開発、雇用管理等のノウハウがなく、障がい者を雇入れることに躊躇している。(羽曳野市)
- 受け入れ企業を増やすためにも啓発活動は不可欠だが、それに係る経費は報酬で評価されない。(羽曳野市)

■ 障がい者の就労支援の現状・課題について【設問 1】

4. 関係機関の連携、ネットワークの充実・強化について(福祉、教育、医療、雇用の連携)

〔現状等〕

- 障害者自立支援協議会において、就労支援部会を設置し、福祉・教育・医療・雇用の連携、ネットワークの充実・強化を進めてきたが、さらに連携、強化をすすめていきたい。(守口市)
- 精神障がい者の就労に向けた課題：精神障がい者の相談が増加している現状を踏まえ、課題の明確化や連携のあり方を検討している。(東大阪市)

- 南河内北圏域三市内にある就労希望者を支援している事業所のネットワークを通じ、受け入れる企業には障がい者就労をイメージするための、また就労を希望する障がい者には就職活動のための、それぞれに対してガイダンスなどの活動が必要である。(羽曳野市)
- 市内で就労移行支援事業、就労継続支援 B 型事業を運営している社会福祉法人が、南河内北障害者就業・生活支援センター及び障害者総合支援法の指定一般・特定相談支援事業所も運営しており、障害者就業・生活支援センターとして圏域内の関係機関（ハローワーク、就労移行事業所、商工会等）の参加を得て、障がい者雇用フォーラムを開催しているほか、市産業振興課から障がい者の雇用相談（毎月 1 回市役所で実施）を受託するなど、中心的な役割を果たしている。(羽曳野市)

〔課題〕

- 計画相談支援(サービス等利用計画の策定)をする段階で、相談支援事業所が就労移行支援事業所や障害者就業・生活支援センターと連携をとる必要がある。(四條畷市)

■ 障がい者の就労支援の現状・課題について【設問 1】

5. 職場定着、再就職支援の充実・強化について

〔現状等〕

- 職場定着については、障害者就業・生活支援センターを中心に、関係機関と連携をとり、障がい者の方が働き続けられるように支援していきたい。再就職については、市、ハローワーク、相談支援事業所、障害者就業・生活支援センター等がそれぞれ障がい者の就労への相談を受け、連携を取り進めていきたい。(守口市)

〔課題〕

- 就労移行支援事業所による、就職後の職場定着支援について、人員不足や事業報酬がないため、運営面で不安定さがあり、十分なアフターフォローに取り組めていない。(大東市)
- 職場定着のためには雇用主である事業所の努力によるところが多く、定着のための支援制度が不足している。(柏原市)
- 就労しても一定期間が経過すれば退職となる方。そういった方への就労を継続させるための支援の必要性がある。(柏原市)
- 就労移行支援利用後、次の就労につなぐフォロー体制が弱い。また、就労後の職場定着支援に対して報酬上直接評価する仕組みとなっていない。(羽曳野市)

■ 障がい者の就労支援の現状・課題について【設問 1】

6. 社会参加・就労意欲・能力の向上支援について

〔現状等〕

- 各相談支援事業所や、障害者就業・生活支援センターで余暇活動の支援や働く仲間の活動を支援している。(守口市)

〔課題〕

- 親が、子どもの障がいを受容できなかつたり、障がいに対する理解が不十分で支援を拒否する場合のかかわり方が課題である。(柏原市)
- 障がい者本人が、就労への意欲に繋がるような、社会参加や仲間作り、安心して働ける環境づくりの仕組みを構築する必要がある。(守口市)
- 社会参加については、療育手帳更新の面談において日中活動を特にされていない方に対して作業所利用を含む障がい福祉サービスの利用を案内している。就労を考える前段として家庭から社会に目を向けてもらう取り組みも必要である。(八尾市)
- 就労移行支援事業所につなぐための啓発活動や、就業に対する意識向上などの活動が必要である。(羽曳野市)

■ 障がい者の就労支援の現状・課題について【設問 1】

7. その他課題について(多様な就労形態・新たな障がい種別への対応)

〔現状等〕

- 地域の相談支援事業所の就労に係る相談支援の力量を高めていく。(守口市)
- 発達障がい者や難病等の方の障がいの特性を理解し、就労やその支援に取り組めるようになる。(守口市)

〔課題〕

- 「一般就労か、B型事業所か」という二者択一ではなく、社会的雇用など障がいのある人の「働く」意義を保護者や、関係機関とともに考える場が必要である。(羽曳野市)

■ 障がい者の就労支援の現状・課題について【設問 1】

8. 福祉的就労の促進(継続支援 B 型事業)について

8-1. 啓発活動の状況(方法・媒体)

〔現状等〕

- 市内の福祉施設の何箇所か集まり、自主製品の販売を共同で取り組んでいる。(守口あつたかプロジェクト) (守口市)
- 啓発活動の方法については、自立支援協議会の通所部会で検討していく。(守口市)
- 高齢者施設等の交流スペースを活用した障がい福祉サービス事業所等の製品の紹介や販売している。
(四條畷市)

〔課題〕

- 障がい福祉サービス事業所等の製品の周知が必要である。まだ広く世間に知られていないのが現状である。(大東市)

■ 障がい者の就労支援の現状・課題について【設問 1】

8.福祉的就労の促進(継続支援 B 型事業)について

8-2.共同受発注の状況

〔現状等〕

- 行政として、共同受発注のコーディネートはできておらず、事業所に任せている。(守口市)

〔課題〕

本圏域から新たな抽出課題はなし。

■ 障がい者の就労支援の現状・課題について【設問 1】

8.福祉的就労の促進(継続支援 B 型事業)について

8-3.経営改善・製品開発の状況

〔現状等〕

- 各市町村の工賃実績の報告における主な科目内容を集約されたものが、HP等で提供されることで、各施設において他施設の製品等が参考となり、新たな事業拡大へとつながる可能性がある。(藤井寺市)

〔課題〕

- 自主製品の開発まで、なかなか難しい。手作りのケーキや小物などをつくっているところはあるが、製品開発には、至っていない。内職的な作業を中心に行っているところが多い。(守口市)
- 市内就労継続支援 B 型事業所は、内職の請負が多く工賃が伸び悩んでおり、また、人手も足りず経営改善や製品開発にまで手が回らない。(門真市)

○施設職員のマンパワー、人手不足のため販路拡大や製品量の増量には至らない。(四條畷市)

■ 障がい者の就労支援の現状・課題について【設問 1】

8.福祉的就労の促進(継続支援 B 型事業)について

8-4.その他

〔現状等〕

- 障がい者優先調達推進法を契機に庁内発注の促進の為に関係課に働きかけている。(守口市)
- 障がい者優先調達推進法の施行を契機に当市では、事業所及び庁内各課と連携して平成 25 年度については 3 点の物品（チラシ、ティッシュ、バッグ）の発注が可能となったが、現時点で発注物が限られている。(発注物の拡大促進のため各市の具体的な取組みについて聞きたい。)(門真市)
- 福祉的就労：作業所や工賃の現状を把握することが必要である。(東大阪市)
- 各市町村の工賃実績の報告における主な科目内容を集約されたものが、HP 等で提供されることで、「障がい者優先調達推進法」に基づく調達先情報となりうる。(藤井寺市)
- 製品の販売及び展示スペースの提供を行っている。(羽曳野市)
- 障がい者優先調達推進法を契機とした全庁的な取組みにつなげることを目指す。(羽曳野市)

〔課題〕

- 障がい者優先調達推進法を契機とした庁内発注の促進と公契約における雇用・就労の促進が必要である。(八尾市)

■ 単独施策(取組み)の現状【設問 2】

○門真市

事業名	予算額(千円)	事業内容
庁舎実習		当市では、平成21年度から障がい者を実習生として受入れており、平成24年度は前期・後期各 5 名ずつの受入れを庁内各課と調整を行った。 0 募集については、庁内各課から実習内容を提示したうえで実習生の募集を行い、門真市障害者地域支援協議会の下部組織の就労支援部会からの推薦のもと、面接を行い決定している。
エルフェスタ事業実施委託料		50 就労している障がい者及び就労を目指している障がい者児に対して、エルフェスタと称した障がいのある方の就労支援ネットワークの構築を回る取り組みを行うことにより、社会参加をできる共生社会の構築、障がい者の就労促進、障がい者の理解啓発を行う。 門真市障害者地域支援協議会の下部組織の就労支援部会を運営している北河内西障害者就業・生活支援センター かわくぶらすにエルフェスタ事業を委託し実施させる。

○八尾市

事業名	予算額(千円)	事業内容
障がい者就労支援事業	3,500	「障がい者就労支援推進事業」を障害者就業・生活支援センターに委託し、実施する。 ① 障がい者雇用企業から学ぶ 市内の訓練等事業所の運営者が障がい者雇用企業から学び、働くことの意義を確認し、今後の就労支援のあり方について考える。 ② 利用者への実習体験プログラム 事業所の利用者が企業での体験実習の機会や研修の場を通して、利用者自身が働く意味や今後の働き方について考えていく機会とする。

○藤井寺市

事業名	予算額(千円)	事業内容
障害者週間街頭キャンペーン	124	障害者週間に藤井寺駅周辺にて啓発活動を実施するにあたり、啓発物品を日中系事業所部会に所属している日中系作業所に発注している。

■ 意見交換テーマ【設問 3】

- 障がい者優先調達推進法に基づく取組みについて；各市の具体的な取組みについて情報交換をしたい。（当市では、現時点で発注物が限られているため）（門真市）
- インターンシップ庁舎内実習について；インターンシップ実習生の募集方法について、その公平性の保ち方や認知方法を情報交換したい。また、実習終了後の係わりをどの様に支援しているか。（四條畷市）
- 就労移行支援事業所など地域のアセスメント力の把握について；就労系福祉サービスの利用に係るアセスメントの取扱い、就労継続支援 B 型事業利用の経過措置について、意見交換したい。（八尾市）
- 就労継続支援 B 型事業の利用に係る経過措置について；平成 27 年 3 月末までの間の対応（松原市）
- 障がい者優先調達推進法に基づく取組みについて；公契約における雇用・就労の促進など、具体的な取組みについての情報交換。（藤井寺市）

H25 年度市町村ヒアリング・意見交換内容(25.8.29)

堺市・南河内ブロック

(対象市町村 7 市 2 町 1 村;交野市、枚方市、寝屋川市、堺市、富田林市、河内長野市、大阪狭山市、河南町、太子町、千早赤阪村) * 下線は、就労に関する部会が設置されていない市町村

■ 障がい者の就労支援の現状・課題について【設問 1】

1. 就労移行・継続支援 A 型・就業・生活支援センター事業について

〔現状等〕

- 就労移行支援事業～市内 3 ヶ所の事業所では、障害者就業・生活支援センター及びハローワークとの連携のもと、企業実習(就職前実習)を実施し就職に着実に結びついている。就労後の支援については、昨年度は各事業所において、職場定着支援事業を活用し、余暇の保障や相談の場の確保に努めてきている。就職に結びつく方が増えれば増えるほど、定着支援も必要になり、マンパワー不足が顕著になっている。また、就職による在籍者の減少も課題である。自立支援協議会就労ワーキングで就労移行支援事業所連絡会を持ち、入所者の確保や事業所の課題について論議している。(寝屋川市)
- 障害者就業・生活支援センター～各事業所に対する支援及び市内の障がい者からの就労に関する相談に応じ、行政、就労支援関係機関と連携し支援している。(寝屋川市)
- 就労支援にかかるサービスの提供形態を見直す必要がある。(例：現在の就労移行支援事業を就労継続支援 B 型事業のレベルにし、B 型事業の環境での適応状況等から今後の進路を決定する) (河内長野市)

〔課題〕

- 就労移行支援事業所によって、就労支援や就労定着支援の力量に差異が見られる。(交野市)
- 就労移行支援事業所や障害者就業・生活支援センターがマンパワー不足や支援能力の欠如などにより、職場定着支援など期待される役割を十分に果たせていない。(堺市)
- 地域的な課題や支援の仕組みづくりが重要であると考えており、その意味でより障害者就業・生活支援センターとの連携強化が求められる。(富田林市)
- 管内において、就労移行支援事業所や就労継続支援 A 型・B 型事業所などの社会資源が少ない。(河内長野市)
- 就労移行支援事業所や障害者就業・生活支援センターのマンパワー不足等で職場定着支援等の事業が充分機能しているとは言い難い。(大阪狭山市)

- 現在河南町では、一般就労を強く希望されている方が少ないために、就労移行事業所などへの依頼が少ない。しかし今後の就労希望者増加により、現在の社会資源で対応できるか不安である。(河南町)
- 就労移行支援事業所、就労継続支援 A 型・B 型事業所が 3 町村内では少なく、他市の事業所を活用しなければならず、近隣市町村とのつながり、事業所とのつながりが重要である。(太子町)
- 南河内南圏域では、南河内南障害者就業・生活支援センターがあり、障がい者への就労支援、生活支援、関係機関の連携、ネットワークづくりなどに取り組み、ハローワークや大阪府などの就労関係機関とのパイプもあり、まさに、圏域の中心的役割を担っている。さまざまな課題に対応すべく、障害者就業・生活支援センターは要であると考えているので、人員体制の強化が必要であると考えている。(太子町)
- 村では就労移行支援事業・就労継続支援 A 型事業・障害者就業・生活支援センターの利用者は現在 0 人である。こうした状況が数年続いており、事業所との繋がりが弱いと考えている。(千早赤坂村)

■ 障がい者の就労支援の現状・課題について【設問 1】

2. 職場体験・実習先企業の拡充について

〔現状等〕

- 職場体験～就労移行支援事業所連絡会において、職場体験受け入れのお願いのチラシを作り、活用の方法を検討している。(具体的にどのような所に配布するか。など) 市においては、障がい者の市庁舎内実習の受け入れを平成 23 年度より実施している。(寝屋川市)
- 実習先企業の拡充～各事業所でも独自に努力をするとともに自立支援協議会就労支援部会でも必要性を訴えるようにしている。介護事業所や病院などから積極的な受け入れの方針や関係機関に働きかけていきたいという意見もいただいている。(寝屋川市)
- 障がい者雇用等に取り組んでいない企業・事務所に、興味を持っていただけるような企画を行う必要がある。(河南町)

〔課題〕

- 地域の企業とのつながりがほとんどなく、企業実習の受け入れ先が不足している。(交野市)
- 就労移行支援事業所や障害者就業・生活支援センターのさらなる企業開拓により、職場体験・実習先企業の拡充を図る必要がある。(堺市)
- 職場体験の場として、選挙事務にかかるアルバイトを雇用しているが、多忙な状況から十分なサポート体制がとれない。(河内長野市)

- 職場体験・実習先企業の拡充については、ハローワークに負うところが大きいですが、市商工会を通じて拡充を図る必要がある。(大阪狭山市)

■ 障がい者の就労支援の現状・課題について【設問 1】

3. 一般就労・雇用の場の拡充について(企業支援)

〔現状等〕

- 一般就労雇用の場の拡充～就職者への支援として、ジョブコーチの活用や雇用者への引継ぎを綿密に行っている。また、会社での支援をする上での悩みも聞き、解決につなげられるよう努力している。(寝屋川市)
- 障がい者雇用等に取り組んでいない企業・事務所に、興味を持っていただけるような企画を行うことが必要である。(河南町)

〔課題〕

- 雇用前から職場定着支援まで、一貫した企業支援を行い、雇用実績やノウハウの乏しい企業の不安解消に努める必要がある。(堺市)
- 就労移行支援事業所など就労支援機関等が、企業の理念や目的などについて一定の理解を深める必要がある。(堺市)
- 一般就労・雇用の拡充については、ハローワークに負うところが大きいですが、市商工会を通じて拡充を図る必要がある。(大阪狭山市)

■ 障がい者の就労支援の現状・課題について【設問 1】

4. 関係機関の連携、ネットワークの充実・強化について(福祉、教育、医療、雇用の連携)

〔現状等〕

- 自立支援協議会の就労支援部会において就労支援機関、就労系福祉サービス事業所、医療機関、相談支援事業所、行政（障がい福祉、産業振興室）、支援学校の参画を得て、毎月ワーキング会議を実施している。(寝屋川市)
- 南河内南就業・生活支援ネットワーク実務担当者会議を充実させる。(大阪狭山市)
- 本部会では就労をはじめ行政・医療・福祉など 76 機関で構成したネットワークで、障がい者の雇用について協議を行っている。(河南町)
- 就労支援部会（南河内南就業・生活支援ネットワーク会議）には、福祉・雇用・医療等の分野から 76 機関が参加している。(千早赤坂村)

〔課題〕

- 計画相談支援(サービス等利用計画の策定)に段階移行する中、相談支援事業所が就労移行支援事業所や障害者就業・生活支援センターとの連携を図るなど、障がい者を支える地域の体制づくりが急務である。(堺市)
- 関係機関の連携がまだ乏しいため、障害者就業・生活支援センターがコーディネート役を担い、さらなる連携やネットワークの充実・強化を図る必要がある。(堺市)

■ 障がい者の就労支援の現状・課題について【設問 1】

5. 職場定着、再就職支援の充実・強化について

〔現状等〕

- 昨年度は府の基金事業を活用し、就労移行支援事業所、障害者就業・生活支援センターで相談、学習、余暇、発表の場を設けてきた。今年度事業がなくなったが、工夫しながら、継続して支援を実施する予定である。(寝屋川市)

〔課題〕

- 就職者が増え、職場定着支援や、再就職の支援にあたる人員が、就労移行支援事業所も、障害者就業・生活支援センターにおいても不足している。(交野市)
- 就労移行支援事業所や障害者就業・生活支援センターがマンパワー不足や支援能力の欠如などにより、職場定着支援など期待される役割を十分に果たせていない。(枚方市)
- 支援ケースが増加する中、障がい者が働き続けることができるよう、職場定着や再就職支援の役割を担う障害者就業・生活支援センターが地域の就労関係機関(就労移行支援事業所等)の連携の中心となるような関係性を確立する必要がある。(枚方市、堺市、大阪狭山市)
- 支援学校・就労支援機関の機能強化、就労者の増加に伴い、定着支援が困難になってきている。各機関とも、定着支援の困難さから離職者の増加傾向が懸念される。(河南町)

■ 障がい者の就労支援の現状・課題について【設問 1】

6. 社会参加・就労意欲・能力の向上支援について

〔現状等〕

- 毎年エルガイダンスを開催し、障がい者雇用の理解啓発や一般就労への意識の向上のための取り組みを行っている。内容については就労支援部会ワーキングにおいて検討し、昨年度は模擬面接及び就労移行支援事業から就労した人や支援者の体験を語ってもらった。(寝屋川市)

〔課題〕

- 障がい者本人や家族(保護者)が安心して就労にチャレンジできる仕組みを構築する必要がある。(堺市)
- 障がい者本人や家族(保護者)が安心して就労できるシステムを構築するとともに、障がい者本人たちの就労への意欲を高める必要がある。(大阪狭山市)
- 就労意欲を引き出すための相談支援のスキルアップが必要である。(河南町)

■ 障がい者の就労支援の現状・課題について【設問 1】

7. その他課題について(多様な就労形態・新たな障がい種別への対応)

〔現状等〕

- 発達障がいのある方からの就労相談が増えている。難病患者からの相談も上がりはじめているが、そういった新たな対象者に対する支援のノウハウが必要である。(交野市)

〔課題〕

- 発達障がいや難病など新たな(その他の)障がい種別(とりわけ発達障がい)に対する支援能力の向上が必要である。(枚方市、堺市)
- 長時間就労することが困難な障がい者等に対する短時間労働、或いは週に数日といった雇用形態が現実的に難しく(週 20 時間未満)、日々の通院が欠かせない精神障がい者にとって就労が困難となっている。(枚方市)
- 障がい者の多様な状態に見合った細やかな就労形態が必要であるとともに、就労形態などを適切に判断・支援できる人材が不足している。(障害者就業・生活支援センターと市町村の役割分担、連携のあり方などを検討する必要がある)(河内長野市)

■ 障がい者の就労支援の現状・課題について【設問 1】

8. 福祉的就労の促進(継続支援 B 型事業)について

8-1. 啓発活動の状況(方法・媒体)

〔現状等〕

- 各福祉施設で作られている製品の情報があれば、購入したいものを探し、随意契約できる金額のものであれば購入できることがあるので、カタログなどの情報媒体が必要である。(大阪府で府内の各福祉施設で作られている製品を取りまとめることはできないか。)(太子町)
- まず地域でどのような作業が行われているか把握する必要があると考えている。(千早赤阪村)

〔課題〕

- 各福祉施設で作られている製品や役務の内容について、常に最新の情報を把握し、協力機関のHP等を通じて情報を発信する必要がある。(堺市)
- 授産製品のコンペティション等によって、就労継続支援B型事業所等の製品の認知度や販路を広げる活動が必要である。(堺市)
- 各作業所での製品の認知度と販路の拡大が必要である。(大阪狭山市)

■ 障がい者の就労支援の現状・課題について【設問 1】

8. 福祉的就労の促進(継続支援B型事業)について

8-2. 共同受発注の状況

〔現状等〕

- 市内の福祉施設協議会において、新しい仕事の紹介やとりまとめ、各事業所で実施している自主製品作りなどを活用できるよう検討している。行政も協力しながら、販売の場や活用方法を検討している。(寝屋川市)
- 営業活動など、協力機関の職員が担うことで事業所単独では行えない一般企業への営業を実施している。(堺市)
- 行政として共同受注のコーディネートはできていない。(千早赤坂村)

〔課題〕

- 共同受注を行うためのスキームを構築する必要があり、協力機関や就労継続支援B型事業所等が加盟するネットワークの連携も必要である。(堺市)
- 行政や作業所連絡会での共同受注のコーディネートはできていない。(大阪狭山市)

■ 障がい者の就労支援の現状・課題について【設問 1】

8. 福祉的就労の促進(継続支援B型事業)について

8-3. 経営改善・製品開発の状況

〔現状等〕

- 発注事業所(官民間問わず)が求める物品を精査し、事業所(受注者側)が提示することにより授産製品等の発注の推進を図る。(枚方市)
- 市場において、選択・購入される商品開発への専門的見地からの技術的支援の供与。また、宣伝、販路等に対する専門的見地からの技術的支援の供与が必要と考える。(枚方市)

〔課題〕

- 施設の職員は福祉職が多く、営業や販路の開拓に慣れていない。また、人手も足りず経営改善や製品開発にまで手が回らない。(枚方市)
- 施設の職員は福祉職が多く、営業や販路の開拓に慣れていない。また、人手も足りず経営改善や製品開発にまで手が回らないため、専門家による指導が必要である。(堺市)
- 市場ニーズに合う、製品の企画開発が必要である。(堺市)
- 各作業所においては、人手不足と営業等の経験不足のため経営改善や製品開発まで手が回らない。(大阪狭山市)

■ 障がい者の就労支援の現状・課題について〔設問 1〕

8.福祉的就労の促進(継続支援 B 型事業)について

8-4.その他

〔現状等〕

- 就労継続支援 B 型事業所における利用者像は、① 就労経験がある者であって、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった者② 就労移行支援事業を利用（暫定支給決定での利用を含む）した結果、B 型の利用が適当と判断された者③ ①、②に該当しない者であって、50 歳に達している者又は障がい基礎年金 1 級受給者とされているところである。

このような利用者像においては生活面に困難さを抱える利用者も多いと推測される。就労、工賃向上を重点目的としている個々の就労継続支援 B 型事業所を利用者が選択し、就労へのステップとすることは、全く否定するものではないが、全ての就労継続支援 B 型事業所（生活面に困難さを抱える利用者が多い B 型事業所を含めて）に対して、工賃向上を求めることについて無理があると考え。(枚方市)

- 行政の福祉化推進会議を開催し、庁内での授産製品の購入や障がい者団体への委託事業を促す。(大阪狭山市)
- 今後（H27.3）の就労継続支援 B 型事業所（給付決定方法）に不安がある。(河南町)
- 特別支援学校高等部卒業者等に係る就労継続支援 B 型事業の利用の取り扱いについての経過措置や平成 27 年度以降の対応を検討しなければならず、国の検討資料では、障害者就業・生活支援センターのアセスメント体制が示されているものがある。そのアセスメント体制を実施するためには、人員体制の整備が必要なので、その事務を含めた障害者就業・生活支援センターへの国の補助金の増額を要望していく必要があると考える。(太子町)

〔課題〕

- 障がい者優先調達推進法を契機とした庁内発注の促進と公契約における雇用・就労の促進。(堺市)
- 就労継続支援 B 型事業の利用の適否の判断を行う体制の整備が近々の課題である。(千早赤阪村)

■ 単独施策(取組み)の現状【設問 2】

○堺市

事業名	予算額(千円)	事業内容
堺市精神障害者社会適応訓練事業	2,390	就労訓練を通じて集中力、対人能力、仕事に対する持久力その他社会生活を送るための適応力を養い、もって精神障害者の社会的自立を促進するため、協力事業所において訓練を行う。
障害者施設等授産施設品開発事業	8,256	障害者の自立と社会参加の促進を目的に、授産活動の活性化を希望する障害者施設に対して、経営指導員及び技術指導員を派遣し、授産製品の品質向上を図る。

○富田林市

事業名	予算額(千円)	事業内容
地域障害者雇用啓発事業負担金	139	地域の障がい者雇用を推進するため、南河内の 6 市町村が費用負担を行い、基調講演、相談コーナー、パネル展示、写真展、授産製品展示等を、より身近な地域で実施し、障がい者雇用支援の取り組みを行っている。

■ 意見交換テーマ【設問 3】

- 就労移行支援事業所の就労支援・就労定着支援スキルの向上について；事業所によって力量に差がある。どの事業所を利用しても、一定程度必要な就労支援が受けられるようにしたい。(交野市)
- 就労継続支援 B 型事業の特例扱いについて；経過措置の取扱いについて(富田林市)

H25 年度市町村ヒアリング・意見交換内容(25.8.30)

大阪市・北摂ブロック

(対象市町村8市3町; 箕面市、池田市、能勢町、豊能町、豊中市、大阪市、吹田市、高槻市、島本町、茨木市、摂津市) * 下線は、就労に関する部会が設置されていない市町村

■ 障がい者の就労支援の現状・課題について【設問 1】

1. 就労移行・継続支援 A 型・就業・生活支援センター事業について

〔現状等〕

- 本市では就労移行支援事業所、就労就継支援 A 型・B 型事業所がそれぞれ活動しており、近隣他市の事業所へ出向く必要性は少ない現状である。(箕面市)
- 就労移行支援事業所の定員の確保…ノウハウや実績のない事業所に人が集まらず、結果支援者の経験・スキルアップにもつながらないという悪循環になっている。最初は利用者が確保できても、就労してしまうと定員割れを起こしやすい。(豊中市)
- 町内にも就労移行支援事業所ができていますが、就労移行にマッチする人材は意外に少なく、就労就継支援 B 型事業所や生活訓練も併設していれば、それらで経験を積んだ上でのステップアップもできるのでは、と思うことがある。(島本町)

〔課題〕

- 「就労系障がい福祉サービスの利用に係るアセスメントの取扱い及び就労継続支援 B 型事業の利用に係る経過措置等について」におけるアセスメントを実施するための就労移行支援事業所の現状把握。(大阪市)
- 医療・生活面など多岐にわたる相談が増加しており、就労と生活の一体的な支援が必要とされているが、障害者就業・生活支援センターのみでは抱えきれないケースも多く、生活支援機関等との連携をより一層強化する必要がある。(大阪市)
- 就労移行支援事業所等がマンパワー不足により、職場定着支援など期待される役割を十分に果たせていない。(吹田市)
- 障害者就業・生活支援センターの人員は足りておらず、定着支援として就労移行支援事業所から徐々に障害者就業・生活支援センターへ移していくように国が示しているが現在では困難である。(高槻市)
- 暫定支給決定の仕組みが有効に活用されていない。就労移行支援事業所のマンパワー不足もあってか、特にアセスメント機能について十分に果たされていない。(茨木市)

■ 障がい者の就労支援の現状・課題について【設問 1】

2. 職場体験・実習先企業の拡充について

〔現状等〕

- 実習先の確保が難しい…いきなり就労を前提とした実習は難しい利用者に対し、就労の体験をする場として、職場体験実習を行うことが望ましいが、その実習先の確保が不十分である。(豊中市)
- 職場体験・実習先企業の拡充を図るため、障がい者庁内実習事業を今年度より開始している。(高槻市)
- 障害者就業・生活支援センターとの連携による就業相談を実施している。(摂津市)

〔課題〕

- 市役所での業務の民間委託化等が進んでおり、職場体験実習の受け入れが難しくなっている現状がある。(現状では一箇所のみ)(箕面市)
 - 町内に事業所自体が少ないうえ、実習先拡大の取り組みもできていない。(豊能町)
 - 知的障がい者の職場実習の機会の提供と本市職員に対する啓発のため、短期間(2ヶ月間)のアルバイト雇用契約による知的障がい者の受入を全庁を対象に依頼しているが、業務や予算の確保が難しく受入先が少ない。(大阪市)
 - 職場体験・実習先企業の拡充を図るためには、行政自らが率先してその拡充に努める必要があるが、庁内の理解、協力が広がらない。(吹田市)
 - 庁舎内での職場実習も将来的な課題として検討したいが、ノウハウがなく、人員体制上も対応できるか不安である。(島本町)
 - 庁内職場実習の後に就労につなげるフローが明確でない。ステップアップにつながりにくい。(茨木市)
 - 庁内での短期間雇用中において、就労につなげる支援のノウハウや他機関との連携がもっと必要である。(茨木市)
 - 外部企業への実習先が少ない。開拓ができていない。(茨木市)

■ 障がい者の就労支援の現状・課題について【設問 1】

3. 一般就労・雇用の場の拡充について(企業支援)

〔現状等〕

- 障がい者の雇用を促進するため、平成24年度より「池田市障がい者雇用奨励事業」を実施しているが実績がないため、更に広報等による周知が必要と考える。(池田市)
- 市役所での職場実習の実施(摂津市)

〔課題〕

- 市内に工場等の企業が多くないため、近隣他市に通勤して就労するケースが多い。一般就労の場の拡充に向けた取り組みは、一自治体で取り組むには限界がある。(箕面市)
- 障がい者雇用に積極的に取り組む地域の企業と行政(福祉部署)との日常的なつながりがないため、関係性を持つ取り組みが必要である。(能勢町)
- 障がい担当課やサービス事業所と企業との連携がもっと必要である。お互いに情報を知らない。(茨木市)

■ 障がい者の就労支援の現状・課題について【設問 1】

4.関係機関の連携、ネットワークの充実・強化について(福祉、教育、医療、雇用の連携)

〔現状等〕

- 地域自立支援協議会に就労支援に関わる課題の検討などを行う専門部会（就労・日中活動支援部会）の更なる充実を図る。(池田市)
- 各支援機関が相互に連携しにくい…就労支援員が他業務を兼務している場合があり、他機関と関わる経験が少ない。また、企業開拓やつながりも作りにくい。(豊中市)
- 今年度より自立支援協議会に就労支援部会を立ち上げ、各機関との連携を強めていく方針である。(茨木市)

〔課題〕

- 計画相談にかかる早急な体制づくりが課題である。(箕面市)
- 計画相談支援(サービス等利用計画の策定)に段階移行する中、相談支援事業所が就労移行支援事業所や障害者就業・生活支援センターとの連携を図るなど、障がい者を支える地域の体制づくりが急務である。(池田市、吹田市、能勢町)
- 学校関係者と就労支援機関が連携し、支援学校等在校生の卒業後の進路に関する相談や準備に関してサポート体制を構築する必要がある。(大阪市)

■ 障がい者の就労支援の現状・課題について【設問 1】

5.職場定着、再就職支援の充実・強化について

〔現状等〕

- 定着支援、離職者対応について…就労移行支援事業所は就職者に対し6ヶ月間定着支援を行うが、その後の継続的な支援のあり方について検討が必要である。(豊中市)

〔課題〕

- 支援ケースが増加する中、障がい者が働き続けることができるよう、職場定着や再就職支援の役割を担う障害者就業・生活支援センターと連携を図る必要がある。(池田市)
- 職場定着を行う機関の役割分担ができていない。コーディネーターが不在で、それぞれがそれぞれに支援しているケースがある。(茨木市)

■ 障がい者の就労支援の現状・課題について〔設問 1〕

6.社会参加・就労意欲・能力の向上支援について

〔現状等〕

- 就労意欲について、障がい者本人と家族との間に温度差があるケースが多い。(茨木市)

〔課題〕

- 障がい者本人や家族が安心して就労にチャレンジできる仕組みを構築する必要がある。(豊能町)
- 支援者のスキル不足している。(個別支援計画作成や評価のスキル、外部機関や企業への営業力など) (茨木市)

■ 障がい者の就労支援の現状・課題について〔設問 1〕

7.その他課題について(多様な就労形態・新たな障がい種別への対応)

〔現状等〕

- 作業所等から移行した就労継続支援 B 型事業所においては、事務の複雑さ、報酬の日額制等が要因となって、事業所の安定運営に至っていないところも多く、工賃向上の取り組みを行う余力がない。(箕面市)
- 第 3 の就労形態として箕面市が提案している社会的雇用の国制度化について、あらゆる機会を通して国・府への要望を行っているが具体的な実現に至っていない。(箕面市)

〔課題〕

- 発達障がいや難病など新たな(その他の)障がい種別に対する支援能力の向上が必要である。(吹田市)
- 地域の相談支援事業所の就労にかかる支援力に差がある。(茨木市)

■ 障がい者の就労支援の現状・課題について【設問 1】

8.福祉的就労の促進(継続支援 B 型事業)について

8-1.啓発活動の状況(方法・媒体)

〔現状等〕

- 市のHP（トップページ）から、障がい者施設等の自主製品を購入できるインターネットサイトにリンクしている。コンテンツも、商品の魅力を前面に出すよう工夫をしている。その他、リーフレット作成や配布等を行っている。(箕面市)

〔課題〕

- 授産製品の販売促進支援として実施している、インターネットショッピングモールへの参加施設が目標施設数に達していない。また売上額も伸び悩んでいるため、認知度を上げるとともに、製品の販路を拡大する必要がある。(大阪市)
- 授産製品の展示販売会などを開催し、市民の関心を高める活動が必要である。(吹田市)
- 製品・作業パンフレットなど、多様な媒体や機会を活用し、積極的に売り込んでいく必要がある。(島本町)

■ 障がい者の就労支援の現状・課題について【設問 1】

8.福祉的就労の促進(継続支援 B 型事業)について

8-2.共同受発注の状況

〔現状等〕

- 事業所連絡会等のネットワークを活用した共同受発注の手法を検討する必要がある。(茨木市)

〔課題〕

- 実施なし。共同受発注をとり仕切る、窓口的な役割を果たせる事業所が不在である。(障害者就業・生活支援センターの役割とはならず、キーパーソンが不在である)(箕面市)
- 地域でどのような作業ができるかを調査・把握する必要がある。(池田市)
- 障がい者施設という理由以外でも売れる授産製品を販売していく必要がある。(高槻市)

■ 障がい者の就労支援の現状・課題について【設問 1】

8.福祉的就労の促進(継続支援 B 型事業)について

8-3.経営改善・製品開発の状況

〔現状等〕

- 現在の報酬体系では自転車操業にならざるを得ず、製品開発のための資金確保ができない事業所が多い。(箕面市)

〔課題〕

- 安定した利用者を確保しても報酬単価が上がらないため職員の人件費アップ（定期昇給やボーナス）につなげることができず、職員の士気が落ちてしまいサービス低下が危惧される。(箕面市)
- パッケージングの見直し等、商品へのアドバイスを行うとともにニーズ調査や情報収集を行い、売れる商品の企画やコーディネートを検討する必要がある。(大阪市)
- 事業所によって、販売の手法や営業力に差があり、ノウハウがないところも多い。(茨木市)
- 事業所のマンパワーが不足している。(茨木市)

■ 障がい者の就労支援の現状・課題について【設問 1】

8.福祉的就労の促進(継続支援 B 型事業)について

8-4.その他

〔現状等〕

- 調達方針をどのように策定し、庁内発注を行うかを検討中である。(池田市)

〔課題〕

- 市内に就労継続支援 B 型事業所が多いため、定員充足が課題となっている事業所が目立つ。(箕面市)
- 平成 27 年 4 月以降の、就労継続支援 B 型事業利用のためのアセスメントで、就労移行事業所の暫定支給を活用するあり方は現実的といえない。(送迎サービスが必要な利用者にとって、送迎のない就労移行事業所を利用することは困難) (箕面市)
- 障がい者優先調達推進法施行に伴う調達方針の策定・調達目標の設定、また目標達成に向けた調達促進策の検討が必要である。(大阪市)
- 障がい者優先調達推進法を契機とした庁内発注の促進と公契約における雇用・就労の促進が必要である。(吹田市)
- 障がい者優先調達推進法を契機とした庁内発注の促進と公契約における雇用・就労の促進を図る必要があるが、計画等がまだ未策定である。(高槻市)

■ 単独施策(取組み)の現状【設問 2】

○箕面市

事業名	予算額(千円)	事業内容
障害者就労支援事業	95,428	一般就労が困難な職業的重度障害者の社会的就労の場（社会的雇用事業所）に対して、一般財団法人箕面市障害者事業団を通じ助成を行う。
障害者福祉作業所等新体系移行促進事業	48,134	障害者福祉作業所及び小規模通所授産施設が新体系サービス事業所に移行した後の運営支援を行う。(移行後3年間)

○池田市

事業名	予算額(千円)	事業内容
池田市障がい者雇用奨励事業	3,120	障がい者の雇用促進を図るため、障がい者を新規に雇用した事業主に対し、補助金を交付することにより、障がい者の自立を支援する。

○吹田市

事業名	予算額(千円)	事業内容
障がい者授産工賃向上支援事業	10,400	市内20数箇所の作業所が共同で設立したNPO法人「すいたの輪」が、常設展示販売店「ハッピーアンドスマイル」の運営や共同受注等市内障がい者授産工賃向上を目指す市の事業を受託している。

○島本町

事業名	予算額(千円)	事業内容
障害者週刊ふれあいザール	0	平成24年度に試行的に実施。自立支援協議会の日中活動・就労支援部会（町内通所事業所5か所）の参加により、自主製品やリサイクル品の販売イベントを初めて開催した。（本年度も継続予定）
障害者施設製品・受託作業紹介パンフレットの作成	0	上記部会の事業として、平成25年度中に町内施設の製品や受託作業を掲載した冊子を作成し、地域の企業や団体・住民等に購入や発注を呼びかける啓発ツールとして活用予定。

○茨木市

事業名	予算額(千円)	事業内容
スマイルオフィス（委託事業） 庁内職場実習事業（委託事業）	9,575	庁内での職場実習を短期間実施する。また、庁内職場実習を経験した人を対象に、一般就労が困難な障害者を短期間（6ヶ月間）市職員として雇用し、庁内の各部署の簡易な事務を処理し、就労支援に取り組み「スマイルオフィス」を庁内に創設する。
臨時職員賃金	5,534	
障害者就労支援福祉金	7,872	障害福祉計画（第3期）に掲げる工賃アップの目標（3000円アップ）を達成するため、就労継続支援B型事業所に通う利用者に対し、1日あたり100円の工賃を助成する。

■ 意見交換テーマ【設問 3】

- 障がい者優先調達推進法に基づく取組みについて；公契約における雇用・就労の促進など、具体的な取組みについて情報交換したい。(池田市、豊能町)
- 取り組みが進んでいる就労移行支援事業所のノウハウの共有方法について；ノウハウを学ぶ場を作るだけでなく、これからの事業所の実情に合わせた取り組みをどのように行っていくのか、意見交換したい。(豊中市)
- 障がい者優先調達推進法に基づく取組みについて；具体的な取組みについての情報交換をしたい。(大阪市、高槻市)
- 企業との連携について；普段から企業と連携する場があるか、あるとすればどのような連携をしているか。(茨木市)